

## 令和3年第3回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年6月3日(木曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君
子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 笠井真一

書記 佐藤 武

総務課長補佐 橋本秀一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
- 

◎一般質問

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、一般質問を行います。
- 

◇ 益 子 明 美 君

- 議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問を許可します。

7番、益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

- 7番（益子明美君） おはようございます。7番、益子明美です。

質問通告に基づき、一般質問を行います。

今回の質問は2項目、地域医療体制の確保についてと馬頭広重美術館の維持管理・運営についてです。町執行部の建設的な答弁を求めます。

まず、地域医療体制の確保について。

- (1) 今年3月に、那珂川町総合振興計画後期基本計画のなかがわ「元気」ビジョンが策

定されました。町の各分野における個別の計画や施策の根幹となる振興計画は、町の今後の方向性を示す羅針盤とも言えるものと考えます。その総合振興計画後期基本計画の第1節「医療・保健の充実」及び第2節「高齢者福祉・社会福祉の充実」において、具体的な医療体制の充実や課題について述べられていませんが、現状をどのように把握しているのか伺います。

(2) 現在、町内の医療機関の数が減少し、医師の方々の高齢化も進んでいます。総合振興計画後期基本計画と同じく今年3月に策定されました高齢者福祉計画において、基本目標の第一に地域包括ケアシステムの充実が上げられています。この地域包括ケアシステムを充実させていくために重要で中心的な役割を果たすのがかかりつけ医の存在であり、そして、何より訪問診療医と訪問看護師の存在であります。医師の減少は、町にとっては地域包括ケアシステムを充実できないことにつながり、町民にとっては安心して健康的な生活を送ることができるかどうか、また、在宅で医療を受けられるかどうかということになります。このことは、福祉のまちづくりにおいて、厳しい課題であると捉えますが、解決策は考えているか伺います。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種において、那珂川町医師会、看護師、様々な方々のご協力を得て、懸命に接種が進められています。初めて経験する困難な状況の下、スムーズに接種が行われ、町民の方々が安心して接種されている様子を見て、本当にありがたく心から感謝を述べたいと思います。現在、全国的に接種会場の医師や看護師不足が接種の進み具合に影響を及ぼすと報道されていますが、那珂川町の現況をどのように捉えているか伺います。

(4) 町内の医師の減少や高齢化は、身近な地域で、信頼のおける医療サービスを受けられないことばかりか、安心して暮らせる地域福祉体制の確立につながりません。医療、福祉、そして地域包括ケアシステム充実のために医師を確保し、診療所の設置を視野に進めるべきではないか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 地域医療体制の確保についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、医療体制の現状についてですが、町内の医療機関は、病院が1か所、医院等が5か所、歯科医院等が5か所、薬局が8か所です。また、町外ではありますが、南那須

地区広域行政事務組合が運営する那須南病院があります。

地域の医療体制の推移としましては、ここ数年で、町内の内科と整形外科、合わせて2か所の医院が残念ながら廃業となってしまったという状況にあります。

町の人口は、減少傾向にあるとはいえ、高齢化が急速に進み、医療の需要も減らない中、各医療機関の不断の努力により当町の医療は支えられていると認識しております。医療体制の維持や充実が必要であると考えております。

次に、2点目、町内医療機関数の減少に対する解決策についてですが、廃業等による医療機関の減少は、町民の日常生活に大きな影響を及ぼす事態であります。医療機関の減少を抑え現状を維持するためには、何よりも医師の確保が必要となります。栃木県においては、医師確保計画を策定し、医療圏ごとの医師の偏在是正対策、確保対策を推進しています。町としましても、その計画や方針などに基づいて、県やその他の関係機関と連携、協力し、対応していきたいと考えております。

次に、3点目、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる医師会の協力についてですが、接種会場において、当初は、2名ずつの医師と看護師が接種に当たっておりましたが、高齢者のワクチン接種を加速するため、現在では、3名体制で接種に当たっていただいております。

医師・看護師の大半は、町内の医療機関から派遣いただいている状況でありますので、今回のワクチン接種は、町内医療機関の協力なしには実施することは不可能であります。それぞれの経営がある中で、貴重なスタッフを派遣いただいている医療機関、従事されている医師・看護師の皆様には深く感謝を申し上げます。

ワクチン接種事業は、まだ始まったばかりですが、大きなトラブルもなく順調に接種が進んでおります。今後とも、各医療機関、医師、看護師の方々の協力をいただき、希望する方、全ての接種を少しでも早く終了させたいと考えております。

次に、4点目、診療所の開設についてですが、1点目の質問でお答えしたとおり、町内には、6か所の病院、医院等があり、地域の医療については、町内の医師などの医療スタッフにご尽力をいただいておりますが、将来的なことを考えますと、議員ご指摘のような心配、危機感を感じております。今後とも、町民の皆様が必要な医療サービスを受けられるように、どのように地域の医療体制を守っていくか、町の医師団をはじめとする医療関係者や県の担当部局などと連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 再質問を行います。

まずは、総合振興計画後期基本計画において明記されなかった医療体制確保充実について、考え方を確認させていただきました。ここに明記されてはいなかったけれども、その医師確保、医療体制の維持、確保については、町長もお考えをお示しいただいたというふうに確認させていただきます。

それで、今回の医師の確保、診療所設置要望というのは、町長もご存じのとおり、現場の医師からの訴えでございます。日頃より町民のために最善の医療を提供し、今回のコロナワクチン接種においても全力を尽くして下さっている医療従事者の皆さんの多くの考えでもありと想像していますが、その声に真摯に耳を傾けていただいて、次の総合振興計画の5年後とは言わずに、早急に動いていただきたいというふうな思いがあります。

(1)について再質問はありませんが、まず、(3)についての再質問をさせていただきたいと思います。

ワクチン接種が進むにつれて、日程が増えて医療従事者の負担増になるというふうに考えられますが、それに対応する考え方というのは、もう医師会の方々と話をされているのかどうか、まず、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 確かに議員ご指摘のとおり、土曜日の日程を追加するとか、3名体制にするとか、医師の接種をする日数とか増えている状況でございます。それにつきましては、現場の接種をされている医師団の代表者などと相談しながら、このぐらいだったら増やせるかとか、あとは、お医者様に、例えば、知り合いのお医者様を紹介していただくとか、大学病院の先生を紹介していただくとか、そういった方法で、医師は、外部の方を増やしていくという形で、負担にならない形ではしていております。人数の増とか回数増につきましては、全て医師の皆様と相談した上で決定しているというような状況になっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 今回のワクチン接種に関しても町内の医師の皆さんだけでなく、その

医師の皆さんを通じて新たな関係者の皆さんをお願いしているという状況であります。ワクチン接種を加速させるためには、医師、看護師の確保を何よりも充実させなければいけないということがありますので、早め早めの対応と、そして、県と連携して、県から緊急な場合は、看護師または医師をこちらのほうに要請できるという連携はできているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 県との連携でございますが、県としましては、医療従事者のマッチングシステムということで、医師の方、それから看護師の方を募集しまして、その方を紹介というか、どういった方がいるということをお示ししてくださっているというような状況になっております。

現在のところ、今いるお医者様と、それから、その紹介された先生で間に合っておりますが、それでもちょっと厳しいような状況のときには、県のシステムも利用しまして、それも医師団の先生方と相談した上となりますが、そういったものも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） とにかく早め早めの対応をお願いしたいと思います。接種が進むにつれて、医療従事者の疲労とか様々な負担が増えてまいります。毎回、医療従事者の皆さんが接種された後の町民の皆さんの様子を事細かに見たり、そこに神経をすごく削っていらっしゃるって、疲労がどんどん蓄積されている状況でありますので、余裕を持った医師、看護師の確保、スタッフの確保に努めていただきたいと思います。

そして、診療所設置について、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、診療所設置を要望しているのは、まずは、医師が少なくなっているということと医師の高齢化が進んでいるということで、新たな医師を確保して地域医療を充実させていくべきだということからなんです、診療所設置に関しては、4通りの考え方があるというふうに思っています。

まず第一に、過疎法にのっとった医療の確保、そして診療所の設置です。那珂川町過疎地域自立促進計画が今年度新たに策定予定であります、現行の過疎法では、過疎対策の目標として医療の確保を掲げています。現在の栃木県へき地保健医療対策現況図を見ますと、大内、大那地、大山田上郷、小砂、富山地区は無医地区に認定されています。すなわち、お

医者さんがいない地区として認定されているんです。過疎法の第16条、17条で無医地区対策に関して市町村とともに都道府県、国が協力して当たるべきことを位置づけています。診療所の設置、患者輸送車の整備、巡回診療、医療機関の協力体制の確保、医師など医療従事者の確保を実施すべきことが規定されています。診療施設、巡回診療車等は過疎債の充当ができますので、新たな那珂川町過疎地域自立促進計画にはそれらを盛り込んだ内容にしていくべきと思いますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま益子議員ご指摘の過疎法ですけれども、これ今まさに策定中でありまして、その中には地域医療の確保に関する事項という項目で載せさせていただいておりますが、今、議員ご指摘のご意見等も参考にさせていただいて、この現在策定中の過疎計画の中にどのような文言で盛り込めるか検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 必ずしも過疎法の中で診療所を設置するのがいいというふうには言っていないんです。過疎法の中での診療所設置という方法があるので、そのためには、まず、その計画の中にきちんと盛り込まないと、過疎債の適用もできませんし、いざとなったときに、財源がないということになってしまいますので、しっかり文言として組み込んでいただきたいと思っております。

そして、第2には、国民健康保険診療所施設として診療所を設置するという方法があります。国民健康保険診療施設は、国民健康保険の保険者として町が国民健康保険法82条の保険事業を行う施設として設置する診療所です。国保だからといって町民ならどなたでも利用できる施設でありますので、国保に入っていないから診療が受けられないということではありません。

この施設は、国保直診と略称されていますので、国保直診と呼ばさせていただきますが、この国保直診のメリットは、国保直診が取り組む地域包括医療ケアにより住民の健康福祉の向上とまちづくりにつながっていくことです。国保直診には、地方交付税が交付されるのはもちろん、国の医療政策的助成の対象となります。設置する場合は、条例等の整備が必要ですが、町の健康増進事業と連携したり、地域包括支援センターや総合相談窓口機能を有していたりすると調整交付金の助成になります。那須烏山市の七合診療所は、この国保直診で運営

されています。この方法も検討すべきというふうに考えますが、いかがお考えになるか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） ただいまの質問にお答えいたします。

現段階としましては、国民健康保険診療所の検討は行っておりません。地域医療体制整備の手段の一つとして検討する場合は、建設においては財源確保の検討が必要になります。また、運営においては医師、看護師の確保や必要な医療整備についての調査など多角的な分析が必要になると思われまます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 課長答弁のとおり多角的な検証が必要というふうに思いますので、これも一つの例として、医師確保の一つとして国保直診の診療所を建設するという方法も比較検討しながら考えていただきたいということなんです。

財源の確保に関しては、確かに国保の基金はさほどありません。しかし、地域福祉基金とかその他の福祉基金がございますので、診療所を建設する場合には、その基金も使えるというふうに認識しますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） ただいまの質問にお答えします。

国民健康保険の安定的な運営を維持するために活用できる財源につきましては、国や県など関係機関と調整して確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） そのとおりなんですけど、ぜひ医師確保のためには前向きに踏み込んで検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、第3の方法なんですけれども、診療所を設置しないで那須南病院から今行っている小木須、大木須への僻地巡回診療を那珂川町の無医地区を中心に巡回してもらおうという方法です。現在、那須南病院では、週1回ずつ小木須、大木須地区に巡回診療をして、県からの僻地巡回診療事業補助金301万8,000円で賄っています。

先日、那須南病院へ行き、僻地巡回診療事業の拡大について聞いてきました。那須南病院のほうからは経営観点からすると、これ以上の僻地巡回を増やすことは病院での診察時間の減につながり、経営的には難しいというふうに回答をもらっておりますが、県のへき地保健医療対策現況図から見た場合、小木須、大木須は、無医地区に準ずる地区で、那珂川町の大内、大那地、小砂、富山の無医地区よりランクが下なんです。経営観点を考える前に、無医地区に対する広域病院としての考え方をただしていただきたいところですが、このことは、町長、広域の副組合長としてどのように考えておられるか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご質問ですけれども、烏山地区は、準無医地区に対して巡回診療を行っている、当那珂川町には、準じゃなくて本当の無医地区がある。無医地区の定義というのは詳しい文言では分かりませんが、医療圏からある程度遠い距離とか、4キロ以上だったか、そういう距離で、医療機関に行くのが困難な地域と書いてあったような気がするんですけれども。その困難な地域というのは、この当地区、那珂川町の無医地区にどの程度当てはまるか。でも、ずっとそういうものも考えたときにどうなるか考えてみたいと思います。

那須南病院の経営、お金を出しているのは、那須烏山市と那珂川町で、いわゆる採算がなかなか取りにくい経営をしております。そういう中で先ほどの巡回診療、これは最初に那須南病院を受診して、その後の再診を巡回していただく、そんなようなシステムだと伺っていますけれども。それだと、私どもの町で那須南病院に最初に行って、そこから再診してもらう。これが実現すればですけれども。それをもうちょっと途中緩和して、町内の医療機関で初診というか、最初の診療を受けて、そのデータをやり取りするのにどういう方法があるか技術的に私も分からないんですけれども、それで、那須南病院から再診の先生に来ていただく、こんなシステムができればいいなとそんなふうに思っています。

ただ、こういう問題、先ほど過疎法に基づく、国保に基づく、いろんな方法があるということをおっしゃいましたけれども、そういういろんな方法も要は、この地域の医師団の先生方としっかりと膝を交えて、医師団の先生方に自分の医療機関で何が必要、何が不足しているか、何があればいいかと、町内の限られた医療機関の中で何が必要か、こういうのをしっかりと聞く機会が必要だと思っています。

昨日、福田議員の一般質問にお答えしたように町民と膝を交えて話をする機会、これがこの2年、欠けていたので、そういうところを先生方としっかりと膝を交えてお話を伺って、

どういふ方法があるか、それと、どういふ方法がこの地域に合っているか、そういうお話も伺いながらしっかりと那珂川町の将来の医療計画、診療所建設とかも含めまして検討をさせていただけたらと思いますので、その節はご協力をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 那須南病院からの僻地巡回に関して質問させていただきました。この点もその形が効果的なのかどうかというのは、その検証のときに一つの方法としてやっていただきたいというふうに思いますし、そして、もう一つ、第4の方法として在宅診療に特化した先生に来ていただいて、診療所という形態ではなく訪問専門に診療していただくという方法があります。これは、那須塩原市で自治医大を卒業して栃木県庁職員として県内各病院に勤務した後、独立して訪問診療をされているという先生がいらっしゃいますので、そういった形態も今後は考えられるかなというふうに思いますので、いずれにしても町長がおっしゃったように町の医師会の皆さんと膝を交えて話していただいて、町の将来の医療の確保について話をさせていただければというふうに思います。

ワクチン接種が一段落したらば、お礼を兼ねてそういった時期が来るのかなというふうに思います。なるべく早い段階で、町の地域医療の将来像について先生方とお話しされることを要望いたします。

そして、町長もそこまでおっしゃってくださっているんですから、この身近な那珂川町という町の中で適切な医療サービスを受けられるように、将来にわたって安心して医療を受けられるよう医師をはじめとする医療体制の確保というのを、昨日、次期の町長選挙出馬を名言されましたので、政策目標に掲げてくださるというようなおつもりはないかどうか伺いたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 政策目標に掲げてくださる、そんなお話でございますが、今日の益子議員のお話を伺いまして、私は間違いなくこれを入れなければいけないと思っております。そして、ただそれが今年、来年とか短期間で実現できるものではないような気がしていますので、将来的にそんなに遠い将来じゃなくても、道筋これはしっかりとつけさせていただきたいと思います。

今、ワクチン接種、順調に行われていますけれども、これは町の医師団の先生方と、それから、その医師団の先生のお知り合いとか、お友達とか、そういう先生にもご協力いただい

て今進んでいるところです。私も接種会場で益子議員と何度かお会いしましたがけれども、私は最初に、この町にそういう助っ人で来てくださっている先生方にも必ずお礼の挨拶をするためにスケジュール表を見ながら行っているんですけども、そのときにも町の医師団の先生方と話をする機会があれば、少しずつお話をさせていただいています。ですから、本当にワクチン接種、落ち着いた一段落した段階で、本当に先生方も必要としていること、それから、町民が必要としていること、これをしっかりと話をする機会を持ちたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、次の質問に移ります。

馬頭広重美術館の維持管理・運営について伺います。

私は、2年前、令和元年6月定例会の一般質問でも馬頭広重美術館について質問しました。そのときの答弁も踏まえてお伺いいたします。

（1）馬頭広重美術館は、開館20周年に向けて様々な記念事業を計画されていきました。隈研吾氏の後援会など、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、その代わりとなる事業の計画はされているのか伺います。

（2）美術館のホームページ公式サイトでは、様々なソーシャルネットワーキングサービスと結びつき、全世界の発信に取り組まれています。その効果をどのように捉えているのか伺います。

（3）近年、CMや雑誌撮影等様々なメディアに登場する機会が増えました。車のCMでは、町内外からの反響があったことと思います。知名度アップのためにもメディアにさらに取り上げてもらうべきと考え、ロケーション紹介会社に積極的にこちらからアプローチをすることも一つの方法と捉えます。関係者を招聘するなど、新たな取組をする考えがあるのか伺います。

（4）2年前の一般質問でも屋根のルーバーの腐食、修繕に関して質問をしました。当時の課長答弁では、具体的な基本構想や計画を作成して修繕に取り組むと述べられ、そして、今回の総合振興計画後期基本計画に盛り込まれました。具体的には、令和6年に修繕すると聞いていますが、予算とその財源確保について伺います。

（5）修繕のための財源確保に向けてふるさと納税の寄附目的に馬頭広重美術館の屋根の改修を追加することや基金の創設、クラウドファンディングなどを考える予定があるのか伺い

ます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 馬頭広重美術館の維持管理・運営についてのご質問にお答えします。

まず1点目、開館20周年記念事業の代わりとなる事業の計画についてですが、昨年度は、広重美術館開館20周年の節目に当たることから、記念事業として広重美術館が誇る作品を一同に展示する特別展「那珂川町馬頭広重美術館名品展」や美術館の歴代の展覧会のポスター展などは実施いたしました。

今年度において浮世絵関係では、講演会と浮世絵版画の手づくり実演を予定しています。講演会は、当館初代館長、国際浮世絵学会常任理事の稲垣進一氏と当館開館時にご尽力をいただいた学習院大学名誉教授・国際浮世絵学会会長の小林 忠氏を講師として予定しています。

隈 研吾氏の建築関係では、隈氏とその建築を紹介するコーナーを設置する予定です。隈事務所のご協力をいただき、以前からあった広重美術館の模型をリニューアルしたものや隈氏が手がけた建築物のパネル展を予定しています。

次に、2点目、美術館のデジタル対応の取組とその効果についてですが、美術館の情報発信の取組の主なものは、ツイッターによる情報発信とYouTubeによる動画配信です。

まず、ツイッターは、2016年に始めたところですが、昨年4月から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため臨時休館がきっかけとなり発信数を増やしました。展示予定だった作品やこれからの展示についての情報発信しようとしたもので、効果については、フォロワー数が昨年4月に400人だったのが、今年4月時点で770人を超え、1年間で倍近くのフォロワーを獲得できました。特に、東海道五十三次シリーズを基にクイズ五十三次などは、クイズ形式で旅気分を味わってもらうという企画で話題を呼び、新聞等でも取り上げられました。

次に、YouTubeによる動画配信は、ケーブルテレビで放送している学芸員の作品解説等をインターネット上のYouTubeにアップロードして全国へ情報発信しています。

次に、3点目、ロケーション紹介の会社へのアプローチ等の新たな取組についてですが、美術館がテレビや新聞、雑誌、インターネット上に載ることは、大きなPR効果が期待できると認識しております。ロケーション紹介会社へのアプローチについては、栃木県フィルムコミッションへの登録も有効と考え、広重美術館は登録をしております。昨年度は、フィル

ムコミッションからの紹介で、プロモーション会社が自動車のCM撮影を行っています。

また、民間会社から美術館へのアプローチもあり、去年は、光のイベントや美術館の敷地を活用したユニークメニューの実証実験ということで行われております。これには旅行会社やプロモーション会社などの参加があり、一定の宣伝効果が期待できるものと考えております。こうした関係機関と連携を図りながらの美術館施設の活用を進めるに当たっては、美術作品を適切に保管することやそれを展示し、多くのお客様に見ていただくことなど、美術館本来の目的にかなったものとなることを念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、美術館の屋根ルーバー等の修繕についてですが、広重美術館は、建築20年を経過しており、外部、内部ともに老朽化が目立ってきており、各部の改修のためには多額の費用が必要とされるため優先度の高いところから順次、改修を進めているところです。屋根のルーバー等については、令和6年度に改修し、翌年の町合併20周年、美術館開館25周年の記念の年を迎えたいという考えで具体的な計画を策定中です。予算化については、今後、種々の条件を精査して具体化していきたいと考えているところです。

次に、5点目、財源確保のためのふるさと納税や基金創設、クラウドファンディングについてですが、ルーバー改修には多額の費用が予想されますので、町の財政負担の軽減化も図りたいと考えます。その手段の一つとしてふるさと納税の活用が挙げられます。昨年、美術館条例を一部改正して年間観覧料を設定し、いわゆる年間パスポートに当たるものを返礼品として掲げました。新たな返礼品も検討中であり、順次追加していく予定です。

また、広重美術館改修を具体的な寄附目的として掲げるガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税なども進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 時間がなくなりました。

屋根のルーバー修繕に関しては、具体的な計画を策定して町制20周年記念、そして、美術館25周年記念に必ず実施していただくというお約束をいただいたと納得いたしました。財源の確保は、全力で取り組まないと、なかなかこの美術館の屋根の修繕計画は前進しません。確実に実行できるよう生涯学習課を中心とした全庁的なプロジェクトとして町民に納得していただけるような改修事業にさせていただく考えとしていただけないか、町長の考えを最後に

お聞きして終わりたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員、時間が過ぎていきますので、答弁はできませんので、速やかに終わらせてください。

○7番（益子明美君） 失礼いたしました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

◇ 益子純恵君

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員の質問を許可します。

4番、益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 4番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づいて、一般質問を行います。

今回は、大きく1項目のみ、新型コロナウイルス感染症による子供たちの影響についてを質問いたしますので、執行部におかれましては、ぜひ前向きな答弁をご期待申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

1項目め、新型コロナウイルス感染症による子供たちの影響について伺います。

4月末から5月の中旬にかけて、町内の小・中学校において、児童生徒が新型コロナウイルスに感染されたことが確認され、期間は異なりますが、臨時休校となりました。今回の児童生徒への感染確認、臨時休校に際し、保護者の皆様をはじめ多くの町民の皆様から不安や

心配の声、それからご意見をお寄せいただきました。ゴールデンウイーク明けに町長、教育長に皆様からのご意見をまとめたものを提出させていただきました。安心して学校に通うという当たり前とっていたこと、今は、それすらが難しい世の中になりました。町民の皆様の声をしっかりお伝えすること、子供たちが安心して学校生活を送るために必要な課題解決策を模索すること、これらを目的に細目6点について質問をさせていただきます。

細目1点目、新型コロナウイルス感染症による小・中学校の臨時休校となった基準、考え方について伺います。

細目2点目、臨時休校中の児童生徒の心や体の健康状態の変化についてどのように把握しているのか伺います。

細目3点目、児童生徒の心のケアについて伺います。

細目4点目、児童生徒の学びの保障についての考えを伺います。

細目5点目、休校時におけるICT活用についての考えを伺います。

細目6点目、認定こども園での新型コロナウイルス感染症による臨時休園についての考え方について伺います。

以上、6点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） 新型コロナウイルス感染症による子供たちの影響についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、臨時休校の基準、考え方についてですが、令和3年4月1日に、那珂川町教育委員会で作成しました新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のための対策マニュアル、この対策マニュアルにおいて、町の基本的な対応について示しているところでございます。

臨時休校の要否の判断については、臨時休校を直ちに行うのではなく、那珂川町新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所の見解を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討し、臨時休校の要否を判断するとしております。

また、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、町対策本部や保健所と相談の上、学級単位、学年単位など必要な範囲にとどめるとしております。

次に、2点目、臨時休校中の健康状態の把握についてですが、学校からの保護者宛てメールにおいて休校中の児童生徒の毎日の健康観察をお願いしてございました。毎日の健康観察は、

健康カードを使用し、児童生徒の健康状態と併せ、家族の健康状態についても把握するようお願いしておりました。

また、担任の先生から臨時休校前に体調が思わしくなかった児童生徒に対しては、電話連絡をし、常時心や体の健康状態等の把握に努めてまいりました。発熱があった場合は、医療機関に相談し、学校に連絡をするようお願いしておりました。

なお、土曜日、日曜日、休日については、役場に連絡いただくと教育委員会に連絡が入るようにしておりました。役場の日直がない夜間等の時間帯においては、那珂川消防署と連携し、消防署に連絡いただくと、教育委員会まで連絡が入るよう連絡体制を整備いたしました。

次に、3点目、児童生徒の心のケアについてですが、対策マニュアルにおいて児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細やかな指導を行うことを基本的な考え方としております。この考え方を基に各学校に指導、指示をしているところでございます。

学校再開時には、全児童生徒に対し、面談とアンケートを実施して心や体の健康状態を把握してまいりました。特に、感染等への不安感を訴えた児童生徒に対しては、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的なカウンセリングにつなげるよう準備し、児童生徒一人一人に寄り添った支援をしてまいりました。

次に、4点目、学びの保障の考え方についてですが、対策マニュアルにおいて、本県における警戒度に応じ、適切な教育活動を実施すること、感染症対策を講じながら最大限の学びの保障を実現することを基本的な考え方としております。この基本に応じて、学校教育活動を継続して実施できるように対応してまいります。

休校中においては、自宅で学習ができるように具体的な課題を提示し、自宅学習に支障がないよう支援してまいりました。休校前のプリント配付や学習課題の各家庭への送付等、対応してまいりました。

さらに、インターネットを利用した動画による担任からのメッセージや授業を配信し、自宅で各教科の授業が受けられるようにしたところでございます。学校再開後においても、今後の学習や行事等についてさらなる感染予防対策等を取りながら、学びの保障を実施してまいります。

次に、5点目、休校時のICT活用についてですが、昨年度末に整備したGIGAスクールの1人1台の端末を活用してオンライン授業等を想定していたところ、設定等の様々な事前準備が必要となり、今回の休校中における家庭での活用までには至りませんでした。そこ

で、教職員は、今回の休校中におけるメッセージや授業の動画を配信し、学校のホームページから視聴できるように工夫していただいたところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） ご質問の6点目、認定こども園での新型コロナウイルス感染症による臨時休園についての考え方についてのご質問にお答えいたします。

内閣府から認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応についての方針が示されておりますので、それに沿って町は、新型コロナウイルス感染症に伴う認定こども園の対応方針を定め、これらの方針に基づき対応をしております。方針の中では、感染症等が発生した場合の対応について、学校保健安全法により感染症の予防上、必要がある場合には、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされております。ただし、その際には、保育の必要性がある子供を受け入れている児童福祉施設であることを踏まえての対応をすることが重要となってまいります。

万が一、こども園内において感染症等が発生した場合には、園医や町対策本部と相談の上、保健所の指導、指示等を仰ぎながら当該こども園の一部、または、全部の臨時休園を速やかに判断し休園を行うことといたします。

しかしながら、認定こども園は、一人で家にいることができない年齢のお子さんが利用していること、また、保護者の就労等の状況により保育の必要性があるお子さんの受皿になっていることを考慮しなければならないため、個別の事案ごとに園医、保健所等と十分相談し、またご指導を受けながら、感染拡大防止のための万全な対策を講じた上で、保育の提供を縮小して実施することで保育を必要とする方に寄り添った対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） それでは、再質問に入ります。

まず、細目1点目についてお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのマニュアルを策定されたということですが、その中で休校の判断は、対策本部の意見を踏まえ校内で感染が広がっているおそれの範囲を検討して判断、対策本部と保健所が相談して学級単位なのか、学年単位なのか、学校全体なのかを判断するということですが、

改めて伺いたします。

休校となる基準は、町で取り決めているものなのではないでしょうか。県として一律の対応ではないと思います。

また、塩谷南那須教育事務所などが方向性のある程度示しているものなのかも改めて伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

休校の基準ということでございますけれども、国・県の基本を基本といたしまして、町対策本部を通して作成したマニュアルに基づいて、保健所等の指導のもと校長会等で判断をいたしました。

また、各市町においてそれぞれ判断があるかと思いますが、当町の場合、感染の状況等により判断するところですが、当町の場合、スクールバスの利用、登校班、学校生活での学年を超えた班活動など、部活動などの状況も勘案して判断しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ただいまご答弁をいただきましたけれども、やはり市町によって対応にばらつきが出てくるかと思えます。一律の判断がいいとは思いませんし、今回の判断も当町の地域性を十分に考慮して決められたものだと思いますが、このばらつきが出てしまうことに対して町としてはどのように考えているのか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

各市町においてばらつきが出ることは、それぞれの地域性、感染状況等により、ある程度それに沿って判断するというように考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今回、多くの保護者の皆様から休校についてのご意見やご要望、そして切実なる思いを寄せていただきました。特に多かったのが、全く情報がつかめなくてどうしたらいいのかということ、当該中学校に在学している人たちに対して説明が不十分ではな

いか、ある程度の情報を伝えることができなかつたのか、接触者と言われたけれども、どこでの接触なのかと、不安ばかりが強くなってしまふなどというご意見を寄せていただきました。誰が感染してしまったのかを知りたいという興味本位で情報が欲しいという保護者はありません。皆さん人権に配慮しなくてはいけない、感染してしまった子供や家族の気持ちを考えなければいけないというのは、同じ子を持つ親として十分ご理解されていることは申し添えておきます。

学校からの事務的なメール配信、これはもちろん重要です。ただ、情報がないことに対する保護者の不安な気持ち、当事者となった親子がどれだけ不安だったかを考えて、もう少し丁寧な説明も必要ではなかつたかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

保護者の方から情報が少ないという声があったことは、報告を受けております。感染者等への人権尊重、個人情報保護の観点から個人が特定される情報等については、公表はしておりませんが、感染拡大防止等の観点から各学校を通して適切な情報を発信したところです。今回のようなケースは初めてということもありまして、今後は検証をしまして、改善すべきところは改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 当町においては、今回のようなことは、本当に皆さんが初めて経験されたということで、その分混乱も大きかつたのであらうと思います。今後、ぜひこういったことも考慮していただきたいなと思っております。保護者と学校でしっかりと対応について共通認識を持つことが大切だと考えます。感染拡大防止が最優先される非常時ではなくて、通常の学校活動が行えているときに保護者会などのタイミングで非常時にどういった対応を取るのか、どういった基準で休校となるのか、丁寧な説明をお願いしたいと思ひます。

また、それに対してどういったことが不安なのかを双方向で意見交換し、共通認識を持つていくことが緊急時における信頼関係、また、冷静になって人権に配慮した対応につながっていくのだと考えます。今後、町としてこういった共通認識をつくっていく機会を検討していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

各学校、保護者、町教育委員会と意見交換とかそういった場を、今後、設けられる機会を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） では、細目2点目の再質問に入ります。

臨時休校中に、担任の先生などから保護者の皆様宛てに、あるいは児童生徒に直接電話などで話をする機会を設けたのでしょうか。先ほどの答弁の中で、休業前に体調の悪いお子さんに対しては、担任の先生から電話連絡などをされたというお話がありましたけれども、当該中学校についての対応、どうだったのかなということでお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の休校中においては、先ほど申しましたように体調が悪かった児童生徒に対しては、連絡を入れておりましたが、それ以外の児童生徒については、保護者からの問合せ等があった場合には、お話等をして対応してまいりました。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） もちろんクラスの全員、あるいは全校生徒に電話をかけるとなると、大変な業務になってしまうかと思えます。ただ、日中子供たちが一人でいる時間が今回とても多かったと思えます。ちょっとした不安を打ち明けられる場が用意されていないように感じました。子供の不安なことを相談できる窓口が必要なのではないかと思います。一斉メール、一斉配信されたメールに、お子さんにもお伝えくださいと一言添えていただいて、例えば、栃木県のこころのダイヤル、厚生労働省の子どもSOS相談窓口、18歳までの子供がつながるチャイルドラインなど、連絡先をメールに添付をしていただくことも必要かなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、メールに一言添えるとかそういったことも、今後、こういった

臨時休校等があった場合にはできるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） こういった案内は、ふだん、学校で何かしら案内をされているものとは思いますが、こういったときに改めて周知をすることで休校中に自宅に一人でお子さんの悩みを聞く場もつくれると思います。誰にも相談できずにどんどん悩みを抱えていくということがないようにしていただければと考えております。

次に、休校中に、保護者から子供の体調不良やメンタル面で不安があるなどの連絡があったかどうかを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

体調面の不良等については、何件か連絡はいただいて、そのたびに学校より指導をしておりました。メンタル面については、学校から報告はなかったと聞いております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） もう一点お伺いします。

これは休校による外出自粛の影響が多いのかなと思いますけれども、子供たちの体力の低下については、どのように把握されているのかお伺いしたいと思います。実は、先日、保護者同士の話の中で出てきたんですけれども、休校中に大分体力が落ちちゃったねとか、体がなまっちゃったみたい、休校後に今までと同じように運動をしたらちょっとけがをしちゃったよとか、そういったお子さんもいらっしゃったようです。徐々に部活をしたら全然体が動かなかったといったお子さんもいたようです。確実に子供たちの体力にも影響が出てきておりますので、今後、万が一ですけれども、再び休校が起こるようなことがありましたら、ぜひこういったことも配慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

体力低下について、今回の休校中は、メール等での配信はなかったかと思いますが、今後、またこういった休校等があった場合には、そちらにも配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） それでは、細目3点目の再質問に入させていただきます。

偏見や差別につながる行為は絶対にしないようにと、学校で日頃、きめ細やかな指導がなされていると思いますし、子供たちもシトラスリボン運動などにも携わって、確実に子供の心に差別はしちやいけないという心が根づいていたように今回感じております。今回、先ほどの答弁にもありましたけれども、アンケートを実施されたということで、何らかの不安やメンタルの不調を訴えた児童生徒さんはいらっしゃるのか、もしいらっしゃるのであれば、どういった不安、訴えがあったのかを伺いたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

アンケート等で数名、感染に対する不安などを訴える児童生徒はいたと学校から報告を受けております。それらの児童生徒に対しましては、教職員が一人一人に寄り添ったケアを行っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 感染に対する不安の訴えに対して一人一人、丁寧なケアをしていただいたということですが、スクールカウンセラーがいらっしゃると思いますけれども、そういった専門的なカウンセラーにつないだというようなケースはあるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーにつなげた児童生徒は、保護者、児童生徒からの希望はなかったと聞いております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） スクールカウンセラーにつながった事例はないということですが、今は問題がないお子さんでも数年後にストレスが表面化してくる可能性があるかと指摘す

る専門家もいらっしゃいます。感染防止として子供たちは、学校生活において1年以上、様々な制約がかかっております。マスクの着用、黙って給食を食べる、合唱や部活動も制限されてきました。様々な行事も規模の縮小、延期を余儀なくされてきております。

また、不要不急の外出を控えるように学校から連絡があった臨時休校中、子供たちを外で見かけること、なかったかと思えます。本当に真面目で素直ですばらしい子供たちだと感心すると同時に、家に籠もっていて大丈夫なのかなと心配にもなりました。多くの子供たちがストレスを表に出さずに決められたルールをしっかり守って自分を抑えてしまうようです。そして、ストレスや心の問題は時間をかけて表に出てきます。こういったささいな変化に気づいて対処できるのは、ふだんから子供たちと生活を共にしている先生方かと思えます。先生方がキャッチした変化をしっかりスクールカウンセラーにつなげ、子供たちの心をケアしていくためには、今後、スクールカウンセラーの増員も必要になるかと思えますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーの増員ということですが、県に要望はしておりますが、実際に派遣に至った事例はまだございません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 必要なときにしっかりと要請できる体制を取っていただければと思っております。

それでは、細目4点目の再質問に入ります。

今回、休校となった当該中学校では、多くの保護者の皆様が学習の遅れを心配しております。昨年の一斉休校の際には、世の中がほとんど休校しておりました。今回は、限られた地域での休校となっております。この影響は、どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の休校による影響ということですが、授業時間に関しましては、年間の予備時数というもので対応可能と考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ただいまの答弁で年間の予備の時間で何とかなるだろうということですが、皆さんが一律に学びを習得できるとは思いませんので、きめ細やかな個人に合った対応をお願いしたいと思います。

先ほどの要望に関しては、休校になった学校のみへの対応ですけれども、昨年、長期の休校の影響も町内全体のお子さんが受けていらっしゃると思います。昨年度、那珂川スクールを実施していただきました。本年もこれは休校となった学校だけでなく、町全体として那珂川スクールを今年も実施していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

那珂川スクールについてでございますが、今年度も実施いたしますが、対象者や内容については、現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ぜひ多くのお子さんがしっかりと学ぶ機会をつくっていただきたいと思っております。

それでは、細目5点目の再質問に入ります。

学校側では、既に端末を活用して学習を始めていると伺っております。子供たち、本当に一生懸命学習しているんだよというお話を先生方からお伺いしたこともあります。これも保護者からお伺いしたことなんですけれども、一生懸命端末を使って学習するがゆえに、視力の問題がちょっと心配だなということをお伺いいたしました。今、ブルーライトカットの製品なんかもいろいろ出ておりますし、医学的な評価は定まっていないという認識のようですけれども、実際こういったものを取り入れている自治体ないのかなとちょっと調べてみたところ、実際こういったものを取り入れられた新宿区、ブルーライトカットのシート、取り入れられたということがあるようですので、当町においても先進的にご検討いただけないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

ブルーライトカットの件でございますが、いろいろなことを検証いたしまして、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今回の休校において保護者の学校行事への参加も大分制限されているような気がいたします。既にオンライン授業参観、そういったものを実施している学校も出てきております。ぜひこういったものも開催、検討していただけないかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

オンラインでの授業参観ということでございますけれども、技術的には実施することは可能ですけれども、個人情報等の問題など課題もありますので、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 先ほど細目4点目の再質問で那珂川スクールについてお願いしたところでございますけれども、併せてオンライン版の那珂川スクールというものを実施できないかなということを要望したいと思っております。町内の2つの中学校で無理強いしない形で行えればと思っておりますけれども、端末の有効活用としての先進事例にもなるかなと思っておりますけれども、どのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

オンライン版の那珂川スクールということですが、今後、できるかどうか等検証して、実施できるかどうか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） それでは、細目6点目は、認定こども園についての質問になりますので、ここで教育長にお伺いをしたいと思います。

今回、学校は、学習の場であると同時にそれ以外に本当に多くの役割を持っているということに改めて気づかされました。家庭ごとの微妙な価値観を学校で修正したり、客観的に物を見る機会をつくったり、大人との継続的な関係を構築する経験、社会的なルールを習得したり、そういったたくさんの機能を担っていることを感じました。今回は、子供やその家庭で命を守る、健康を守るということが最優先となり、休校の措置が取られたこと、その結果、子供たちの命、家族の命を守ることに繋がったと思います。

ただ、行事が少なくなったり、部活動において子供たちが輝ける場、少なくなっているように感じております。こういった子供たち、それぞれに目を配っていただきまして、地域への愛着と自己肯定感を高めて、健やかに成長できるように今回の臨時休校の経験を無駄にすることなく、学校において子供たちを導き、保護者の皆様に安心していただけるような教育の場をつくっていただきたいと思っておりますけれども、教育長の考えを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルスの子供たちへの影響、それから、今回のクラスターの発生、そして、その対応としての休校、これが及ぼす様々な影響につきまして今ご指摘をいただきました。そして、また様々なアイデアをいただいたように考えております。本当に多大な心配を町民の皆様におかけしていること、これは十分認識しているところでございます。

昨年から、国・県、それから町当局と連携して新型コロナウイルスについては、対応してまいりましたけれども、依然として子供たちに深刻な影響を及ぼしていること、これも改めて再認識をしたという状況でございます。特に、心の面の影響、それはいわゆる学習の遅れ、そして、それはいわゆる意欲の低下、もちろん体力的な健康面の悪影響、そして、それがいわゆるひきこもりとか不登校につながっていくという学校教育の根幹に関わる問題かなと今捉えているところでございます。今後とも、まず最優先は、感染防止対策、そして感染拡大防止対策、これに全力を注ぐつもりでございます。

県、それから町当局と今後も密接に連携をさせていただいて、GIGAスクール構想も含めて、子供たちの学びの保障に努めてまいりたい、そんなふうに考えています。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 本当に子供たちの心の面、本当に大きな影響を及ぼしていると思います。ぜひ誰一人取り残さない形での教育というものを目指していただきたいと思っております。

それでは、細目6点目の再質問に入ります。

先ほどの答弁の中で、保育の必要性がある子供を受け入れている施設であるとありました。私も感染の不安はあるけれども、仕事に行かきやいけない、預かっていただきたいという思いを抱えている一人の保護者であります。子供を育てながら仕事をする、働く世代が生きやすい、住みやすいまちづくりを進めていただきたいと思っておりますけれども、最後に町長の考えを伺いたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 最後に町長にということですがけれども、先ほど子育て支援課長がお答えしたとおり、認定こども園というのは、学校とちょっと違うところがありまして、どうしても一人で家にいられない子供を預かる、その家の方はお仕事に行っている、そういう子供たちを預かっている施設なので、なかなか休園とかというのはできる限り避けたい、こういう状況にあることは、私も十分認識をいたしております。

しかしながら、認定こども園の子供が感染、あるいはご家族の感染で濃厚接触者になってしまった、こういう場合には、できる限りお預かりしたいんですけれども、さらに保護者の方のご理解もしっかりいただかなければいけないということで、家で見守る方がいないご家庭が普通なんですけれども、どこか近く、車でちょっと行けるところに見てくださる方がいれば、そちらをお願いするとか、保護者のご理解をいただいて、さらにご理解をいただいて、預かっていただける、そんなお願いをしたいと思います。最悪は休園ですけれども、そうに至らないように常に保護者とコミュニケーションを取って、そういう事態にはお願いします、こんな保護者との信頼関係、これをしっかりと構築させていただきたい。いざというときに、そちらを使わせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ただいまの町長の答弁にもございましたけれども、やはり仕事をしながら子育てをしていく、今、本当に自分たちの生活も支えなければいけないというご家庭があることをしっかりと認識をしていただきまして、なおかつ双方のしっかりとした理解が得られるように何度もお話をする機会をつくるようになるかもしれませんけれども、そこはきめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で子供を取り巻く環境が大きく変化をしており、なおかつ長期にわたり様々な活動が制限されてきております。今は大丈夫と思っておりますが、心の疲れは後

になって襲ってくるかもしれません。そういったときにしっかりとサポートをして、寄り添う町であってほしいと思っております。

今、子供たちにしっかりと寄り添うことで子供たちが大人になったときに、自分が育った那珂川町は、素晴らしいところだったんだなと思える町になることを確信しております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時40分